

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	療育手帳交付関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、療育手帳交付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付関係事務
②事務の概要	徳島県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳の申請受付業務、徳島県(中央こども女性相談センター、障がい者相談支援センター、東部保健福祉局)への進達事務、療育手帳の交付事務、療育手帳情報の確認事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①療育手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における療育手帳情報の福祉支援費(福祉手帳)システムへの入力 ④交付時における療育手帳情報の福祉支援費(福祉手帳)システムへの入力 ※③④については、令和8年1月から障害者福祉システムへ入力する運用となる。
③システムの名称	福祉支援費(福祉手帳)システム 障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和8年1月から本番運用) 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8の項及び50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月6日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和5年9月6日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅰ 関連情報 ー3. 個人番号の利用 ー法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の7及び33の3の項	番号法第9条第1項 別表の8の項及び50の項	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	徳島県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳の申請受付業務、徳島県（中央こども女性相談センター、障がい者相談支援センター、東部保健福祉局）への進達事務、療育手帳の交付事務、療育手帳情報の確認事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①療育手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における療育手帳情報の福祉支援費（福祉手帳）システムへの入力 ④交付時における療育手帳情報の福祉支援費（福祉手帳）システムへの入力	徳島県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳の申請受付業務、徳島県（中央こども女性相談センター、障がい者相談支援センター、東部保健福祉局）への進達事務、療育手帳の交付事務、療育手帳情報の確認事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①療育手帳情報の確認 ②住民票情報の確認 ③進達時における療育手帳情報の福祉支援費（福祉手帳）システムへの入力 ④交付時における療育手帳情報の福祉支援費（福祉手帳）システムへの入力 ※③④については、令和8年1月から障害者福祉システムへ入力する運用となる。	事前	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉支援費（福祉手帳）システム 障害者福祉システム 個人・法人管理システム（宛名システム） 新窓口対応システム（庁内連携システム） 住民基本台帳ネットワーク（コミュニケーションサーバー）システム	福祉支援費（福祉手帳）システム 障害者福祉システム 個人・法人管理システム（宛名システム） 新窓口対応システム（庁内連携システム） ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ（令和8年1月から本番運用） 共通基盤システム	事前	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 ー1. 対象人数 ーいつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 ー2. 取扱者数 ーいつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【】接続しない（入手）	【○】接続しない（入手）	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	－	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	－	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	－	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため